

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和 6 年度）

法 人 名	軽自動車検査協会	根拠法令名	道路運送車両法	(昭和 6 2 年 1 0 月 1 日民間法人化)		
1. 法人の概要	業 務 の 概 要					
	当協会は、道路運送車両法に基づき、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行う。					
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員	
	常 勤	1 人	4 人	2 人	840 人	
	非常勤	0 人	4 人	0 人	950 人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和 6 年度 (A)	令和 5 年度 (B)	令和 5 年度比又は令和 5 年度差 (A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	233 億円	239 億円	-6	① 補助事業の段階的廃止	
	補助金等収入額 (①)	- 億円	- 億円	-		
	事業による自己収入額 (②)	225 億円	225 億円	0	② 自主事業による自己収入の拡大等	
	①/②×100 (%)	- %	- %	-		
	経常的運営費用 (③)	232 億円	203 億円	29	③ その他	
	①/③×100 (%)	- %	- %	-		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 有			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) 軽自動車の検査事務のうち、自動車検査証等の交付 (理由) 全国一律に実施する必要があるため、道路運送車両法第 7 4 条の 3 の規定により、当協会が実施するものである。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) 当協会の主たる業務は、軽自動車の安全性の確保等を目的とした保安基準適合性の審査であり、それに付帯するものとして自動車検査証等の交付業務がある。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 当協会の主たる業務である軽自動車に係る保安基準適合性の審査については、指定整備工場においても受けることが可能であり、事業全体が実態上独占とはなっていない。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 自動車検査証等の交付を含む軽自動車の検査事務の手数料については、その実費を勘案した額を政令で定めているところ。			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) -			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	別紙参照	※	別紙参照	円 円 円 円 円	(決定者) - (決定方法) 政令 (道路運送車両法関係手数料令) で決定 実費を勘案して定めた額	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無		有		法人における純利益額	90 百万 円
	(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				
道路運送車両法施行規則、道路運送車両の保安基準等					道路運送車両法等	
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		有		法人の外注金額	901 百万 円
	外注しなければならない理由		事務の合理化 (有・無) 有			
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(内容) 検査手数料収納事務取扱により、申請方法や外注先選定基準を定めており、透明性を確保している。			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 定款、事業計画、業務方法書及び予算については国土交通大臣の認可にかからしめているところ。また、当協会の役員についても、国土交通大臣の認可にかからしめているところ。			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容 (なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 定款、就業規則において、公平性を担保する規定が定められている。			

3. 機関 (1)役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		-		
	役員の定数		理事長 1人 理事 4人 理事（非常勤）若干名	上限と下限の幅がある場合はその幅		-		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		理事長は理事会の選任、理事は理事長の任命となっており、その後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。					
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) - 年 (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則満65歳までとする。		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前 - 職	常勤・非常勤	
	理事長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事	江角 直樹 杉山 忠継 石田 勝利 榎本 隆 永井 利典 今井 猛嘉 西嶋 直子 泉谷 卓治 加藤 一誠	令和7年4月1日 令和7年7月1日 令和7年4月1日 令和6年7月1日 令和6年4月1日 令和3年4月1日 令和5年4月1日 令和5年12月1日 令和4年2月17日	国土交通省海上保安庁総務部参事官 国土交通省中部運輸局次長 財務省四国財務局総務部長		国土交通省大田官所付（併）内閣府地方創生推進事務局参事官（独）自動車事故対策機構審議役 財務局四国財務局管財部長	常 常 常 常 非 非 非 非	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率) - % (理由) -			(比率) - % (理由) -				
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
	役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法				
	理事長：月額964,000円、理事：月額784,000円、理事（非常勤）：無給			退職日俸給月額×0.25×在職期間(月数)×調整率(0.837)				
	役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件			
	有	過半数以上の出席			出席者の過半数以上			
	(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		-	
		監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		理事会において選任した後、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。				
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
-			-					
監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) - 年 (理由) -			
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則満65歳までとする。			
役職名		氏 名	当初就任年月日	前 職		前 - 職	常勤・非常勤	
監事 監事		橋本 健司 村上 強志	令和7年7月1日 令和7年7月1日	国土交通省観光庁観光政策特別研究交渉		国土交通省自動車局安全政策課長	常 常	
監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法					
月額743,000円			退職日俸給月額×0.25×在職期間(月数)×調整率(0.837)					

(3) 社団的性格の法人の總會等	總會等の成立要件の有無と内容		總會等における議決要件の有無と内容			
	(有・無)	無	(有・無)	無		
	(内容)	-	(内容)	-		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）		無			
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	評議員会において、業務方法書の重要な事項、予算事業計画、決算報告等の事項について審議している。		(有・無)	有		
			(内容)	学識経験を有している者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	- %		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由		-			
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	-		
	評議員定数	20人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	-		
	評議員任期	2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - 年 (理由) -		
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	原則満70歳までとする。		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率) - % (理由) -					
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	有	過半数以上の出席者		審議を目的としているため、議決要件は定めていない。		
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	-	
余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) (運用方法)	-	円		
(3) 長期借入金		長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無		
		長期借入金の確実な返済計画の内容	-			
(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)		
	賞与引当金 583百万 退職給付引当金 5,406百万	円	(有無) (理由)	有 -		
(5) 公認会計士監査	収支決算額 234 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		有		
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	-				
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無		
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無		
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称	-	-			
	所在地	-	-			
	資本金	-	-			
	事業内容	-	-			
	役員の状況	-	-			
	従業員数	-	-			
	持ち株比率	-	-			
	法人との関係	-	-			
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無
定款		有	有	有	-	
役員名簿		有	有	有	-	
組合員等名簿		無	無	無	組合がないため	
事業報告書・附属説明書類		有	有	有	-	
損益計算書又は収支計算書		有	有	有	-	
貸借対照表		有	有	有	-	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	-	
監事の意見書		有	有	有	-	
事業計画書		有	有	有	-	
収支予算書		有	有	有	-	

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由			
	定款	有	-	有	-			
	役員名簿	有	-	有	-			
	組合員等名簿	無	組合がないため	無	組合がないため			
	事業報告書・附属説明書類	有	-	有	-			
	損益計算書又は収支計算書	有	-	有	-			
	貸借対照表	有	-	有	-			
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	-	有	-			
	監事の意見書	有	-	有	-			
	事業計画書	有	-	有	-			
	収支予算書	有	-	有	-			
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）			
	名称	有	-	有	-			
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有	-	有	-			
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有	-	有	-			
	設立年月日	有	-	有	-			
	代表者の職名及び氏名	有	-	有	-			
	主な目的及び事業	有	-	有	-			
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有					
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有					
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		-					
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有					
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由					
	役職、氏名、就任年月日、経歴、報酬		-					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		-					
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由					
			-					
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等								
	(1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容		-		
		指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有					
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその内容		-		
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有					
(2) 所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由	-			
	当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由	-			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		有	無い場合、その理由	-			
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		有		無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		有		無		
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		有		無		
		その他		無		無		
	指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）							
	・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。							

2. 事業 (4) 手数料等の徴収	名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額		算 定 根 拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）	
	【新規検査】（新たに自動車を使用するときに受ける検査） 完成検査終了証の提出がある自動車（OSS申請）	※	1,700	円	（決定者）	政府
	同 完成検査終了証の提出がある自動車	※	1,900	円	（決定方法）	政令（道路運送車両法関係手数料令）で決定 実費を勘案して定めた額（令和5年1月1日改正） 令和3年10月以降、検査に係る手数料には技術情報管理料(400円)が含まれている
	同 自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	※	1,700	円		
	同 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	※	1,700	円		
	同 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	※	1,800	円		
	同 その他の自動車（持込検査）	※	2,300	円		
	【継続検査】（自動車検査証の有効期間が満了した後も引き続きその自動車を使用するときに受ける検査） 保安基準適合証の提出がある自動車（OSS申請）	※	1,600	円		
	同 保安基準適合証の提出がある自動車	※	1,800	円		
	同 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	※	1,600	円		
	同 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	※	1,800	円		
	同 その他の自動車（持込検査）	※	2,200	円		
	【構造等変更検査】（自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、用途等に変更が生じたときに受ける検査）	※	2,300	円		
	【予備検査】（販売店等が商品自動車について、使用者が決まる前に受けることの出来る検査） 自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車	※	1,700	円		
	同 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	※	1,700	円		
	同 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）（持込検査）	※	1,800	円		
	同 その他の自動車（持込検査）	※	2,300	円		
	【自動車検査証の記載事項変更】 自動車の使用者の住所、氏名等自動車検査証の記載事項に変更があったときに行う手続き	※	無料	円		
	【自動車検査証、検査標章、自動車予備検査証、又は限定自動車検査証の再交付】（紛失、毀損、識別困難となった場合に行う手続き） 自動車検査証	※	350	円		
	同 検査標章（ステッカー）、自動車予備検査証、又は限定自動車検査証	※	300	円		
	【自動車検査証返納】（自動車の使用を一時中止するときに行う手続き） 自動車検査証返納証明書の交付を受ける場合	※	350	円		
	【解体届出】（自動車をスクラップ（解体）にした時に行う手続き）	※	無料	円		
	【重量税還付申請】（自動車をスクラップ（解体）したとき車両有効期間が残っている場合に受けることができる手続き）	※	無料	円		
	【輸出予定届出証明書交付申請】（自動車を輸出しようとするときに行う手続き） 輸出予定届出証明書の交付	※	350	円		
	【輸出予定届出証明書返納届出】（輸出予定届出証明書の交付を受けた自動車が輸出されなかったときに行う手続き）	※	無料	円		

[illegible]